

令和 6 年 第 12 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 6 年 11 月 20 日 開催

雫石町農業委員会

令和6年第12回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年11月20日(水) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町役場大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番	藤村	正彦
2 番	晴山	英俊
3 番	山崎	忍
4 番	高橋	浩之
6 番	坂下	千枝子
7 番	前	茂見
8 番	川口	英敏
9 番	八丁野	よし子
10 番	松本	光正
11 番	黒沢	菜穂子

農地利用最適化推進委員

雫石	階	保
雫石	木村	正美
雫石	横手	克文
雫石	小谷地	昇
御所	吉田	光彦
御所	米澤	晃
御所	新田	善男
御所	高橋	大和
西山	滝澤	美紗子
西山	柿木	一明
西山	荒塚	秀則
西山	山本	長栄
西山	袖林	一
御明神	南野	仁
御明神	新田	華織
御明神	松ノ木	奈々子
御明神	下川原	幸宏

4 欠席した委員

農業委員 5 番 砂壁 純也

推進委員 御明神 小志戸前 健一

5 議事日程

1. 会議録署名人及び書記の指名

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第3号 農地の現状変更に関する届出について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第4号 適用外証明願に対する可否決定について

議案第5号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸 主査 四ツ家 広衣 主任 上和野 恵太

開会時間 午後2時00分

議長

ただいまから令和6年、第12回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は、農業委員10名、推進委員17名、計27名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
はじめに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長

(事務局長、資料により説明)

議長

事務局より報告がありましたが、確認したいことなどはございませんか。

委員

(なし)

議長

なければ、会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声

議長

異議なしと認め、会議録署名人には、2番 晴山英俊委員、3番 山崎忍委員、書記には事務局の 四ツ家主査、上和野主任を指名いたします。
次に、報告第1号～第3号を行います。事務局の説明を求めます。

四ツ家主査

それでは、報告第1号～第3号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。3ページ～4ページをご覧願います。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」、表のとおり12件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。

5ページをご覧願います。

報告第2号 「農地法第18条第6項の規定による届け出について」、表のとおり4件提出がありました。

番号1は、解約の理由ですが、解約し賃借人と売買するためです。関連する案件をこのあと議案第3号で、ご審議いただきます。

番号2は、解約の理由ですが、解約し賃借人と売買するためです。

関連する案件をこのあと議案第1号、第3号で、ご審議いただきます。

番号3は、解約の理由ですが、解約し非農地とするためです。

関連する案件をこのあと議案第5号で、ご審議いただきます。

番号4は、解約の理由ですが、解約し賃借人と売買するためです。

関連する案件をこのあと議案第1号で、ご審議いただきます。

10 ページをご覧ください。

報告第3号「農地の現状変更に関する届け出について」、表のとおり1件提出がありました。

届出人、〇〇。田1筆、面積1,492㎡。変更の目的及び理由は、排水不良改善のため、盛土をして作業効率を良くするため。とのこと。

場所は、参考資料の1ページにあります『現状変更：〇〇』と、なっているところで、位置は参考資料の2～3ページにありますように、〇〇から〇〇へ約500メートルに位置する場所です。現地を確認したところ、4ページにありますように、申請地は大豆収穫後の状態であることを確認しております。

排水を良くして今後も大豆を作付けする計画ですし、隣接農地は無く、道路への影響も無いと考えます。

以上で報告を終わります。

議長

事務局から報告がありましたが、これに質問などございませんか。

委員

(なし)

議長

なければ、報告第1号～3号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

四ツ家主査

議案第1号について説明いたします。

総会資料の11ページをご覧ください。

番号1、〇〇、田2筆、畑1筆、面積計6,903㎡、3条無償移転
譲渡人〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、譲受人が新規就農するものです。場所は、参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっていてところで、〇〇の西側になります。詳細な位置などは参考資料の6～9ページをご覧ください。

番号2、〇〇、田1筆、面積602㎡、3条有償移転、
譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、割田となっており、譲渡人では労働力不足により管理できないため、売買するものです。

場所は、参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっていてところで、〇〇から〇〇へ約400m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の10～12ページをご覧ください。

番号3、〇〇、畑1筆、面積3,030㎡、3条有償移転、
譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、譲渡人が離農することから、売買するものです。

場所は、参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっていてところで、〇〇から〇〇へ約250m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の14～16ページをご覧ください。

番号4、〇〇、田1筆、面積4,298㎡、3条有償移転、
譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、譲渡人の労働力不足により管理できな

いため売買するものです。

場所は、参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約100m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の18～21ページをご覧ください。

番号5、〇〇、田26筆、面積計28,333㎡、3条有償移転、譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、譲渡人が離農することから、売買するものです。

場所は、参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところです。詳細な位置などは参考資料の22～34ページをご覧ください。

番号6、〇〇、田2筆、面積計633㎡、3条有償移転、譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は、譲渡人が離農することから、売買するものです。

場所は、参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約130m、もう一方は〇〇へ約150m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の36～38ページをご覧ください。

また、総会資料の15～17ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を行います。
始めに、番号1～3を3番山崎委員にお願いいたします。

山崎 委員

3番山崎です。11月13日、私、前委員、山本推進委員、松ノ木推進委員の6班4名と事務局で現地を確認してきました。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の8～9ページのとおりヨシー面、保全管理の状態でした。譲受人は昨年まで当該農地の一部で水稻作付けを行っていたため必要な機械を所有しており、売買後は水稻のほかにもトマト、キュウリを作付けしていくとのことなので問題ないと思われます。

番号2について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の12ページのとおり保全管理の状態でした。譲受人の田が隣接しているため、売買後は一体的に利用し水稻を作付けるとのことなので問題ないと思われます。

番号3について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の16ページのとおり秋打ち後の状態でした。売買後も水稻を作付けることは明らかなので問題ないと思われます。

以上で報告を終わります。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による、許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

上和野主任 議案第2について説明いたします。
総会資料の18ページをご覧ください。
番号1、〇〇、採草放牧地1筆、面積421.49㎡、使用貸借、貸付人 〇〇、
借受人 〇〇、転用目的は、携帯電話基地局設置に係る資材置場等を整備するための一時転用であります。
場所は参考資料の1ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇へ約260m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の40～43ページをご覧ください。
本案は、計画面積も妥当であり、申請農地は10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に区分されますが、一時転用であることから、農地転用許可基準を満たしているものと思われます。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を、山本推進委員にお願いいたします。

山本 推進委員 西山地区の山本です。
番号1について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料の43ページの写真のとおり状況でした。
本件は一時転用かつ農地区分も事務局の説明のとおりであり、転用後に周辺農地に与える影響は少ないと判断してきました
なお、事前着工はありませんでした。
以上で報告を終わります。

議 長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

- 議 長 なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。
- 委 員 (全員挙手)
- 議 長 全員挙手ですので議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。
本案は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当する案件がございますので、これに該当しない案件と分割して審議すること
に、ご異議ございませんか。
事務局の説明を求めます。
- 委 員 「異議なし」の声
- 議 長 異議なしと認め、分割して審議いたします。
はじめに、所有権移転 番号1から2並びに利用権設定 番号1について、事務局
の説明を求めます。
- 四ツ家主査 議案第3号について説明いたします。
総会資料の19ページをご覧ください。
はじめに売買による所有権移転について説明いたします。
番号1、〇〇、田1筆、面積4,389㎡、
譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇、総額100,000円。
番号2、〇〇、田22筆、畑2筆、面積計29,997㎡、
譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇、総額6,800,000円
総会資料の22ページをご覧ください。
次に利用権設定の計画内容について説明いたします。
番号1、〇〇、田9筆、面積計13,823㎡、新規、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇、期間10年。
本案はすべて、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしてい
ると考えます。
以上で説明を終わります。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。
- 委 員 (なし)
- 議 長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第3号の所有権移転 番号1から2並びに利用権設定 番号1は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定 番号2を審議いたします。

本案は、2番 晴山委員が議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終結するまで退席願います。

(2番晴山委員 退席)

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。

四ツ家主査 総会資料の23ページをご覧ください。

貸付人 ○○、借受人 ○○、期間5年。

本案も同様に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号2、○○、田3筆、面積計4,845㎡、再設定

以上で説明を終わります。

(晴山委員着席)

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員挙手ですので、議案第3号の利用権設定 番号2は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題いたします。事務局の説明を求めます。

上和野主任 議案第4号について説明いたします。

総会資料の24ページをご覧ください。

番号1 ○○、田1筆、面積216㎡、所有者 ○○。

非農地の事由は、平成 15 年頃に 2a 未満の農業用施設として長木小屋を建て農業用施設用地として使用し始め現在に至ったためです。

場所は、参考資料の 1 ページにあります『適用外：〇〇』となっているところで詳細な位置などは 44～46 ページをご覧ください。

以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を総会資料 25 ページに添えておりますが、非農地となってから 20 年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、非農地として証明することはいたしかたないと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を 松ノ木推進委員にお願いいたします。

松ノ木推進委員

御明神地区の松ノ木です。

番号 1 について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の 46 ページのとおり長木小屋が建っておりました。

現在の状況となってから 20 年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。

以上で報告を終わります。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。はい、4 番 高橋委員。

4 番 高橋委員

4 番 高橋です。現地写真を見ると容易に解体できる単管パイプの長木小屋ですが、この程度の農地も農業委員会は適用外とする必要があるのですか。

上和野主任

この土地は農業用施設用地として 20 年以上使用され、今後も農地として使用しないため適用外申請されたものです。

太田局長

補足します。当該長木小屋は 2 アール未満の大きさですが、2 アール以上だと農地転用許可が必要となる事案です。

4 番 高橋委員

今回は農業委員会からではなく土地所有者からの自主的な申請なのですか。

上和野主任

そうです。

4 番 高橋委員

わかりました。

議 長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第5号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定についてについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

上和野主任

議案第5号について説明いたします。

総会資料の26ページをご覧ください。

本案は、今年6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査及び農地有効利用検討会において図面や写真等を再確認し3名以上の農業委員、推進委員で「非農地」として判定した農地の非農地判断の可否をお諮りするものです。

利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、土地の登記地目と筆数、所有者名をご説明いたします。

番号1、畑2筆、面積計498㎡、所有者 ○○

番号2、畑1筆、面積6,158㎡、所有者 ○○

番号3、畑1筆、面積402㎡、所有者 ○○

番号4、畑1筆、面積923㎡、所有者 ○○

番号5、田1筆、面積4.37㎡、所有者 ○○

番号6、田2筆、畑2筆、面積計10,886㎡、所有者 ○○

番号7、田1筆、面積3,291㎡、所有者 ○○

番号8、田1筆、面積420㎡、所有者 ○○

番号9、田1筆、面積207㎡、所有者 ○○

番号10、田2筆、面積計736㎡、所有者 ○○

番号11、田3筆、面積計526㎡、所有者 ○○

番号12、田1筆、面積177㎡、所有者 ○○

番号13、田1筆、面積170㎡、所有者 ○○

番号14、田2筆、面積計441㎡、所有者 ○○

番号15、田1筆、面積167㎡、所有者 ○○

番号16、田1筆、面積179㎡、所有者 ○○

番号17、田1筆、面積187㎡、所有者 ○○

番号18、畑2筆、面積計4,294㎡、所有者 ○○

以上18件、計27筆について、農地の状況は議案書の調査内容に記載のとりの状況であったため、利用状況調査班によって非農地と判定したものです。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。はい、8番 川口委員。

8番 川口委員 今回も西安庭旭台の農地が多くあり、場所も分かっていますが、所有者に事前の了解はとっているのですか。

上和野主任 はい、事前に所有者にお知らせし、同意を得ています。

8番 川口委員 了解しました。

議 長 よろしいですか。他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員 (全員挙手)

全員挙手ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会とします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後2時40分

以上が令和6年11月20日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 6 年 11 月 20 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 2 番

議事録署名人 3 番
